





上水道事業経営健全化計画（フォローアップ用）

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	106.4	110.7	117.0	111.4	116.9	120.0 121.8	125.6 130.1	125.2 131.0	128.2 131.0	117.5 118.8	
総収支比率(法適用)	(%)	107.4	113.8	111.8	118.8	124.4	127.7 128.8	135.9 136.3	134.3 137.2	136.6 137.2	126.3 124.4	
経常収支比率(法適用)	(%)	110.2	114.8	121.3	118.8	124.4	127.7 128.8	135.9 136.3	134.3 137.2	136.6 137.2	126.3 124.4	
営業収支比率(法適用)	(%)	126.1	130.5	139.2	133.3	135.7	137.2 139.9	138.3 142.2	135.1 141.2	144.4 141.2	126.6 126.3	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)			2.3							
	うち基準内繰入金	(%)										
	うち基準外繰入金	(%)			2.3							
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	3.1	2.7	2.0	2.7	2.4	2.7 4.7	2.3 3.6	6.3 6.7	0.0 6.7	6.7
	うち基準内繰入金	(%)	3.1	2.7	2.0	2.7	2.4	2.7 4.7	5.3 3.6	6.3 6.7	0.0 6.7	6.7
うち基準外繰入金	(%)											
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
- イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務 (又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

- ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

- ・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

上水道事業経営健全化計画（フォローアップ用）

（４）収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金は県平均よりも低い金額であったが、この金額で水道事業は独立採算による経営が実施できていたため、20年以上改定しなかった。新水源の開発により、現状では独立採算が採れなくなるため、平成18年3月に33%の値上げを実施し高知県平均に近い金額となった。新水源の施設が完成するとこの料金でも採算が採れなくなるため、さらなる値上げを検討しているが、平成18年に値上げしたばかりであり、今後5年間の値上げは難しいと思われ、本計画では改定を予定していない。
2 他会計繰入金の見込み	消火栓設置費（基準内繰入）、公共下水道工事に伴う布設替の補償金等を予定しているが、基準外繰入は予定していない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在2つの水源があるが、昭和44年と昭和58年に稼働させたため、38年と24年が経過している。施設の老朽化が著しく水量も年々減少しているため渇水期の対応に苦慮している状態である。安定した供給ができないことは住民生活に影響し、また配水量が減少すると料金収入も減少することとなり、将来採算が採れなくなることも考えられる。そのため、新水源の開発が計画されており、本格的な工事は24年度以降を予定している。施設等に15～20億円の予算が見込まれ、経営を圧迫する事業ではあるが、水源を一つ増やすことにより、安定的な供給と災害時の確保水量の増加が期待できる。また、現在24時間稼働している2つの施設を休止させて改修することができるようになり、改修を加えることによって全体的な効率を上げることができる。新水源開発の本格的な工事着手を見越して、本計画期間内においては大規模な工事を控え、維持管理を中心に運営していく。 現在余分な資産は持っていないため、資産売却等による収入の見込みは無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

上水道事業経営健全化計画（フォローアップ用）

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計				
【収入の確保】																	
	料金改定率					33%											
	改善額(料金の適正化)※1					1	22	23					0				
③	未収金の徴収対策																
	改善額					1	1		1	1	1	1	4				
	一般会計負担金の額																
	改善額(負担金の確保等)																
	資産の有効活用																
	改善額(収入増額)																
	その他( )																
	改善額																
【経費の削減】																	
②	職員給与費の適正化																
	職員給与費(退職手当以外)	43	40	39	36	41		39	42	37	41	43	40	39	40	42	40
	改善額	-1	2	3	6	1	11	2	-1	4	0	-2	1	2	1	-1	1
	給与水準																
	改善額																
	その他( )																
	改善額																
	職員給与費(退職手当)	4	5	5	4	4		4	4	5	4	4	4	4	4	4	4
	職員数(人)	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	増減数(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①	維持管理費等	53	49	40	50	54		52	50	51	46	46	48	50	47	56	63
	改善額(適正化)		4	13	3	-1	19	2	4	3	8	6	4	7	-2	-9	15
	工事コスト※2																
	改善額(縮減額)																
	その他( )																
	改善額																0
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債現在高	440	469	484	494	466		400	400	352	375	332	360	311	341	291	321
	増減	26	29	15	10	-28		-66	-66	-48	-25	-20	-15	-21	-19	-20	-20
	計画前5年間改善額 合計						54										24
	(参考) 補償金免除額																18

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	1,958	1,936	1,942	1,941	1,900	1,864	1,900	1,808	1,900	1,767
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299
最大稼働率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
供給単価 (円/ m <sup>3</sup> )	85.3	85.2	85.0	85.5	98.4	99.8	100.0	100.7	100.0	101.6
給水原価 (円/ m <sup>3</sup> )	80.2	77.0	72.6	76.8	84.2	83.2	82.1	80.2	76.8	79.3

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成19年度中に統合時期を決定し統合計画を申請する予定。  
簡易水道事業と統合するためには簡易水道事業の一般会計からの繰入金の調整、資産調査等の問題がありすぐには統合できないと思われるが、遅くとも平成28年度までには統合する予定。